

○福岡県青少年科学館の利用、指定管理者の指定等に関する規則

平成二年三月十六日

福岡県教育委員会規則第六号

〔福岡県青少年科学館の利用等に関する規則〕を制定し、ここに公布する。

福岡県青少年科学館の利用、指定管理者の指定等に関する規則

(平一七教委規則一七・改称)

(目的)

第一条 この規則は、福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第三十七号。以下「条例」という。）第八条の規定に基づき、福岡県青少年科学館（以下「科学館」という。）の利用、指定管理者の指定等について定めることを目的とする。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(休館日)

第二条 科学館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日（ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- 二 館内整理日（毎月最終火曜日で休日でない日）
- 三 十二月二十八日から翌年一月四日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、臨時に休館し又は開館することができる。

(平三教委規則一・平一七教委規則一七・一部改正)

(開館時間等)

第三条 科学館の開館時間は、午前九時三十分から午後四時三十分まで（入館は、午後四時まで）とする。ただし、日曜日、土曜日及び休日（前条に規定する休館日を除く。）においては、午前九時三十分から午後五時まで（入館は、午後四時三十分まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、臨時に開館時間等を変更することができる。

(平三教委規則一・平一七教委規則一七・一部改正)

(申請書及び添付書類)

第四条 条例第四条第一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第四条第一項第二号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業、活動内容に関する書類
 - 二 団体の財務状況に関する書類
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類
- (平一七教委規則一七・追加)

(管理及び利用の手続)

第五条 科学館の管理及び利用の手続については、条例及びこの規則で定めるもののほか、指定管理者が福岡県教育委員会の承認を受けて別に定めるところによる。

(平一六教委規則五・一部改正、平一七教委規則一七・旧第四条繰下・一部改正)

(禁止行為)

第六条 館内(建物内及びその用地内をいう。以下同じ。)においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん^お悪の情を催す行為
- 二 示威又はけん騒にわたる行為
- 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は館内の美観を損ずる行為
- 四 通行の妨害となる行為
- 五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為
- 六 喫煙する行為
- 七 その他館内管理上不適當と認められる行為

(令六教委規則五・追加)

(違反に対する措置)

第七条 指定管理者は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、館内への入場の拒否及び館内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(令六教委規則五・追加)

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則(平成三年教委規則第一号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年教委規則第五号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年教委規則第一七号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項及び第三条第二項の改正規定

並びに第四条の改正規定中「財団法人福岡県教育文化奨学財団」を「指定管理者」に改める部分は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（令和三年教委規則第四号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和六年教委規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第4条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)
主たる事務所の所在地
団体名称
代表者氏名

福岡県青少年科学館条例第4条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公 の 施 設 の 名 称	
公の施設の所在地	
担 当 部 署 名	
担当者職名・氏名	
担 当 者 連 絡 先	電話() — ファックス() —

添付書類
1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

別記様式（第 4 条関係）

（平17教委規則17・追加、令 3 教委規則 4 ・一部改正）